

令和2年8月

普通預金口座を新規開設されるお客さまへ

朝日信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設について

当金庫では、長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和2年10月1日(木)以降に新規開設いただく普通預金口座に対し、下記のとおり、「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。

対象のお客さまにはお取引状況をお知らせした上で、一定期間(約3ヵ月)経過後に年間1,200円(消費税別)の手数料をご負担いただき、残高が同手数料金額に満たなくなった場合には、普通預金口座を解約させていただきます。

当金庫におきましては、ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めするとともに、ご利用のない口座の管理に要する最低限のコストをご負担いただくことにより、常日頃からお利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上に一層努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料および自動解約について

適用基準	令和2年10月1日以降の新規開設普通預金口座 ※盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象といたします。
対象となる口座 (未利用口座)	最後の預入れまたは払戻しから2年以上、預入れまたは払戻し(当該口座の利息入金および本手数料の引落しは除く)がない普通預金口座(総合口座含む)を対象とします。ただし、以下の場合は除きます。 ①口座残高が10,000円以上である場合 ②融資取引がある場合 ③他の金融資産(定期性取引、投資信託、保険、外貨預金、国債等)の取引がある場合
手数料	・口座が上記対象となった場合、事前に案内文書を郵送いたします。 ・案内文郵送後、一定期間(約3ヵ月)経過後も取引がない場合、年間1,200円(消費税別)を当該口座より引落しさせていただきます。 ※案内文書が到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
自動解約	・残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高金額を本手数料額の一部として引落し後、同口座を解約させていただきます。 ※本手数料の返却および解約された口座の再利用はできません。

2. 普通預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の新設・導入に伴い、普通預金規定を下記のとおり改定させていただきます。本規定につきましては、改定後の令和 2 年 10 月 1 日以降に普通預金口座（総合口座取引を含みます。）を開設されたお客さまから適用されます。

[普通預金規定]

普通預金規定について、以下の条項を新設いたします。

18. （手数料の取扱いについて）

(1) 未利用口座管理手数料

- ①未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- ②この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- ③この預金が未利用口座になりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。
- ④この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、預金者に通知することなく、この口座を解約することができるものとします。
- ⑤お支払いいただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。

本手数料はあくまでも令和 2 年 10 月 1 日以降に開設され、未利用状態となっている口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、日常の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまが対象となることはありません。なお、令和 2 年 9 月末現在で、既に開設されている口座は本手数料の対象外となります。

詳しくは、お取引店窓口までお問い合わせください。

以上